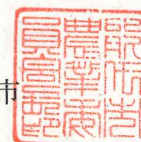


共有者不明農用地等に係る告示

下記共有者不明農用地等は農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第21条の2第2項による探索を行ってもなお共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第21条の3の規定に基づき定めようとする農用地利用集積計画と併せて告示する。

令和5年1月17日

能代市農業委員会会長 平川 義市



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	借賃	賃借の相手方	支払方法
能代市槐字槐台501	田	1,092	賃借権	水田	公告後	10年	5,000円/10a	秋田県農業公社	口座振替
能代市槐字槐台504	田	1,608	賃借権	水田	公告後	10年	5,000円/10a	秋田県農業公社	口座振替
能代市槐字槐台513	田	2,315	賃借権	水田	公告後	10年	5,000円/10a	秋田県農業公社	口座振替
能代市槐字槐台514	田	1,270	賃借権	水田	公告後	10年	5,000円/10a	秋田県農業公社	口座振替

2 この公示は、共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持ち分を有する者を確知できないことから行うものである。

- 3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - (2) 当該農用地の所在、地番、地目、面積
 - (3) 当該申出の趣旨
- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して6か月以内に異議を述べなかった場合には、法第21条の4の規定に基づき、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなす。

利用権設定関係

1. 各筆明細



(令和 年 月 日 公告)

大字	所在	地目		面積 m ²	設定する利用権の内容 (D)		住所		氏名又は名称 以外の権原者等 (F)	権原の 種類	備考
		登記簿	現況		借賃 (円/10a)	借賃 円	利用 内容	氏名又は名称			
槐	槐台	田	田	1,092.00	賃借権	水田	5,000	5,460			
槐	槐台	田	田	1,608.00	賃借権	水田	5,000	8,040			
槐	槐台	田	田	2,315.00	賃借権	水田	5,000	11,575			
槐	槐台	田	田	1,270.00	賃借権	水田	5,000	6,350			
合計	田 畑 その他	4筆 筆 筆	6,285.00 m ² m ² m ²	6,285.00 m ² m ² m ²	4筆	6,285.00 m ²			年借賃料 31,425 円	始期 存続期間(終期)	

借賃の支払い方法
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(E)
毎年12月10日まで貸借人の指定口座へ振り込む
賃借

この計画に同意する。	令和 年 月 日	住所	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了	(印)
利用権の設定を受ける者		住所	氏名又は名称	(印)
利用権の設定をする者		住所	氏名又は名称 (自署)	(印)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地 につき所有権その他の使用収益権を有する者		住所	氏名又は名称 (自署)	(印)